

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域住民や市町村、民間団体等の多様な主体に対して、広く周知・PRに努めつつ、連携を図りながら、施策展開を進めます。また、地域共生社会の実現に向けた新たな動きに対応するため、国の施策動向を踏まえ、本計画の施策を展開していきます。

(1) 関係機関の連携によるオール大阪体制

- ◇ 本計画を効果的・効率的に推進していくため、庁内関係部局・室・課で構成する「大阪府地域福祉施策推進会議」の開催等を通じて、緊密な連携を図りながら、具体的に取組みを進めます。
- ◇ また、市町村等と連携を図りつつ、本計画や市町村地域福祉計画を着実に推進するため、市町村地域福祉担当課長会議の開催等を通じて、市町村等と地域福祉に関する情報共有や意見交換、地域福祉施策に関する協議、検討を行います。
- ◇ さらに、外部有識者で構成する大阪府地域福祉推進審議会や民間団体、地域住民等の意見を聴きながら、オール大阪体制で本計画を推進します。

(2) 必要な財源確保

- ◇ 本計画に基づく具体的な取組みを進める上で必要な財源については、厳しい財政状況を勘案し、国庫補助・国庫負担制度や基金の活用等をはじめ、公民協働における取組みや多様な主体におけるネットワークなどのマンパワーの活用等、創意工夫を凝らした手法を検討します。

2. 計画の進捗管理

毎年、本計画における取組状況のとりまとめ、管理を行い、大阪府地域福祉推進審議会へ報告を行うとともに、その内容を大阪府ホームページなどで公表します。

なお、とりまとめにおいては、PDCAサイクルを回し、定量的な変化による点検・評価を行うとともに、新たに見えてきた課題への対応も含めた、その影響や効果等に着目した評価方法の検討に努めます。さらに、審議会の意見や社会・経済情勢等を踏まえ、必要に応じて、本計画内容を見直します。